

関市信用保証料補給のご案内

関市商工課（☎0575-23-6752）

関市信用保証料補給の申請は、下記の書類を添えて商工課までお申し込みください。

《対象者》

- 市内に店舗、工場又は事業所を有していますか。
- 市税を完納していますか。

《申請期限等》

- 融資を受けた日から3ヶ月以内。
- 今年度初めての申請ですか。

次の区分ごとに1年度1事業者につき1回限り。

但し、同じ区分の対象融資に係る2回目以降の補給については、前回の対象融資の借入日から1年以上経過した日以後に借入れたものであること。

《対象融資制度および補給額》

区分	対象融資名（資金名）	資金用途	補給額	備考
1	・関市小口融資	運転資金	信用保証料率の1%以内の額	・設備資金と併用の場合は融資額の案分によって保証料を補給
2	・岐阜県中小企業資金融資のうち 小規模企業資金	運転資金	信用保証料率の1%以内の額	・設備資金と併用の場合は融資額の案分によって保証料を補給
3	・岐阜県中小企業資金融資の経営 安定資金のうち 同和地区小規模事業資金	事業資金	信用保証料率の1%以内の額	
4	・岐阜県中小企業資金融資のうち 元気企業育成資金	運転資金	対象融資1,000万円までの信用保証料額のうち信用保証料率の1%以内の額	・対象融資額が1,000万円を超える場合、および設備資金と併用の場合は融資額の案分によって保証料を補給
5	・区分2から4及び区分6に掲げる 資金以外の岐阜県中小企業資金融資	運転資金	対象融資500万円までの信用保証料額のうち信用保証料率の1%以内の額	・対象融資額が500万円を超える場合、および設備資金と併用の場合は融資額の案分によって保証料を補給
6	・岐阜県中小企業資金融資のうち 災害対策資金	運転資金	対象融資2,000万円までの信用保証料額のうち信用保証料率の1%以内の額	・対象融資額が2,000万円を超える場合、および設備資金と併用の場合は融資額の案分によって保証料を補給

記

1. 信用保証料補給申請書（市HPに様式有） 1部
2. 信用保証料払込証明（市HPに様式有） 1部
3. 信用保証料補給請求書（市HPに様式有） 1部
4. 納税証明書（完納証明書、税務課の証明、有料） 1部
5. 信用保証書の写し（融資を受けられた金融機関から受領ください） 1部

※市外に本店がある法人の方は、営業証明書（税務課の証明、有料）
個人の方は、市内に店舗のあることがわかる書類